

政令第百十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改め、同条第二項中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十六万七千二百円」を「二百七十九万六千円」に改め、同項第二号中「二百二十一万四千円」を「二百二十三万六千八百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十六万五千二百円」を「八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「六十九

万二千四百円」を「六十九万九千六百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十二万四千円」を「二百四十四万四千四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百二十六万二千二百円」を「七百三十三万三千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。